単品スライド実施手順【受注者の購入金額を採用する場合】

- ※ 単品スライドを行う時点で、精算変更が完了、又は、精算変更のための積算作業が 完了し、変更後契約金額を受発注者で共有している必要があります。
- 1 手続き

① 受注者 : 主要資材の価格高騰の影響により、契約金額が不適当と思われるときは、

単品スライドの請求 (様式1) を発注者に提出

② 発注者 : 様式1を受理

→ スライド請求期間を確認

→ 請求期間内であれば、受注者に協議開始日を通知(様式2)

③ 受注者 : 様式2を受け、受注者側でのスライド額を算定し、次の書類を提出

変更請求書(様式3)、

請負代金額変更請求額計算書(様式3-1)

実際に購入した際の数量、単価、購入先、搬入月を証明する書類

(様式3-1の根拠)

実際の購入金額が適当であることを証明する書類

→ 必要な証明書類等が提出されない場合などは. 単品スライド条項の対象としない

④ 発注者 : 様式3−1を参考に、発注者側のスライド額を算定 | 資料1 | ※ 単品スライド額算定表を使用 | 資料 2

1) スライド金額が、変更後契約金額の1%以下の場合

- → 変更不可を通知(様式4)
- 2) スライド金額が変更後契約金額の1%を超える場合
 - → スライド額算定表で算出した金額を、様式6にて受注者と協議
- ⑤ 発注者 : スライド額を計上した変更設計書を作成し、変更契約を行う。 ※ 精算変更と単品スライドの変更を同時に行うことも可
- 2 積算システム
 - 変更設計書の、「直接工事費」にオプションで「単品スライド増額」を追加し、 算定額を一式計上
 - 全ての間接費の「対象外」とする。
- 3 変更設計書に添付する資料
 - 様式1、様式2(写し)、様式3、様式3-1、証明書類 スライド額算定シート、様式6